

## 市第67号議案

## スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜国際プール	中区尾上町6丁目81番地	市体協・コナミスポーツ&ライフ・トーリツグループ 代表者 公益財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
横浜文化体育館	同	横浜市体育協会・ミズノ共同事業体 代表者 公益財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	同

## 提 案 理 由

横浜国際プール及び横浜文化体育館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**市体協・コナミスポーツ&ライフ・トーリツグループの  
構 成 員**

- 1 中区尾上町 6 丁目 81 番地  
公益財団法人横浜市体育協会  
会 長 山 口 宏
- 2 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号  
株式会社コナミスポーツ&ライフ  
代 表 取 締 役 塩 野 紀 子  
社 長
- 3 東京都葛飾区東立石 2 丁目 14 番 12 号  
株式会社トーリツ  
代 表 取 締 役 高 垣 利 明  
社 長

**横浜市体育協会・ミズノ共同事業体の構成員**

- 1 中区尾上町 6 丁目 81 番地  
公益財団法人横浜市体育協会  
会 長 山 口 宏
- 2 大阪府中央区北浜 4 丁目 1 番 23 号  
美津濃株式会社  
代 表 取 締 役 水 野 明 人  
社 長

**地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）**

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 ま で 省 略 ）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは

、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ  
ならない。

(第 7 項から第 11 項まで省略)